

日本取引所自主規制法人
上場会社向け不祥事予防・対策セミナー

開示規制違反事例から考える
コーポレート・ガバナンス

2023年7月収録

講師自己紹介

谷口 義幸 (たにぐち よしゆき)

株式会社プロネクサス 執行役員(現在)

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 客員教授(現在)

金融庁総務企画局企業開示課 開示法制企画調整官

東北大学大学院経済学研究科 教授

金融庁総務企画局企業開示課 企業財務調査官

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長

などを経て現職

【主な著書】

- ・『要説 金融商品取引法開示制度』(税務研究会出版局 2023年)
- ・『実務がわかる金融商品取引法の基本知識』(共著 税務経理協会 2022年)
- ・『金融商品取引法コンメンタール 1 (定義・開示制度) [第2版]』(共著 商事法務 2018年) など

本セミナーの目的

開示規制違反事例を振り返り、これらの違反に至った背景・原因等をご理解いただいた上で、御社のガバナンスが形式的なものになっていないか、実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただき、不祥事予防のための内部管理体制の充実・再構築を検討・実施していただくことです。

ご説明する項目

- I 上場会社における開示規制違反
- II 最近の課徴金納付命令勧告事案
- III 開示規制に係るエンフォースメント

I 上場会社における 開示規制違反

1. 開示規制違反がもたらすもの

金融商品取引法(以下「金商法」)に基づく開示制度、特に企業内容等開示制度は、有価証券の発行市場・流通市場において投資者が投資判断を行うための重要な情報(当該有価証券の発行者に関する情報等)の開示を、当該有価証券の発行者である上場会社等に義務付け、投資者がこれらの情報に基づいて自己の責任において投資判断を行うことができることを担保することによって投資者保護を図る制度。

しかし

有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載等、上場会社による開示規制違反が発生・発覚した場合には、その上場会社の株価の大幅な下落等によって**投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身も信用を失い、ひいては、我が国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねない。**

2. 開示規制違反の実状

上場会社は、適正な情報開示に努め、開示規制違反を発生させないことが最も重要。

しかしながら

上場会社による開示規制違反は後を絶たない。

開示規制違反等

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
	開示規制		その他			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0
令和2	10	2,746,854,996	10	2,746,854,996	0	0
令和3	5	397,199,997	5	397,199,997	0	0
令和4	7	362,190,000	7	362,190,000	0	0
合計	139	23,033,929,972	138	23,026,429,972	1	7,500,000

(注)

- 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

(出典) 金融庁 証券取引等監視委員会ウェブサイト「令和4年度の証券取引等監視委員会の活動状況(付属資料編)」の「第3章 証券監視委の活動実績等」

3. 監視委による開示検査

証券取引等監視委員会(以下「監視委」)は、開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づき、開示規制違反が疑われる上場会社等に対して開示検査を実施。

- ⇒ 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、
- ① 開示書類を提出した者・提出すべきであると認められる者、参考人等に対して、参考となるべき報告・資料の提出を命じ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる(金商法26条)。
 - ② 開示書類に記載された連結財務諸表、財務諸表等に対する監査証明を行った公認会計士・監査法人に対して、参考となるべき報告・資料の提出を命ずることができる(金商法193条の2第6項)。



開示検査の結果、有価証券報告書の重要な虚偽記載等、重大な開示規制違反が判明したときには、監視委は、金融庁長官等に対する課徴金納付命令の勧告、その上場会社等に対する自主的な訂正報告書等の提出の懇請等を行う。

4. 開示検査の実施

監視委による開示検査は、企業内容等開示制度等の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止することを目的として行われる(監視委「開示検査に関する基本指針」)。

監視委は、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取組みを実施。

- ① 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析。
- ② 機動的かつ効率的な検査・ヒアリングの実施。
- ③ 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣との違反の背景・原因等についての議論・問題意識の共有、そして適正な情報開示に向けた体制構築・整備の促し。

(監視委「開示検査事例集(令和3事務年度)」(令和4年8月))

5. 最近の開示検査の取組み

上場会社等による適正な情報開示の確保

開示規制違反の早期発見・早期是正

情報力の強化

- ☆ 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析
 - 市場インパクトや不正発生リスクなどに着目した継続的な情報収集・分析
 - 各種財務データ等に基づく分析だけでなく、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析

早期発見

機動的の強化・
多面的な監視

機動的かつ多面的な検査・調査の実施

- ☆ 機動的かつ効率的な検査・ヒアリングにより、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による適正な情報開示のための体制整備等の迅速化

(続く)

I 上場会社における開示規制違反

- ☆ 多面的・効果的な開示検査実施の観点から、以下を実施
 - 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
 - 特定関与行為に関する積極的な検査

開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ☆ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該会社に対する課徴金納付命令を勧告
- ☆ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂

早期是正

経営陣との積極的な対話

再発防止・未然防止

- ☆ 開示規制違反の背景・原因を究明した上で、当該会社の経営陣と議論し、問題意識の共有を通じて、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を慫慂

Ⅱ 最近の課徴金納付 命令勧告事案

1. 開示規制違反の背景・原因

令和3事務年度(令和3年7月～4年6月)における開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告は8件(令和4事務年度は4件)。

これらの事案については、例えば、次のような背景・原因によって開示規制違反に至ったと認められた。

- 代表取締役を含む経営幹部の会計基準等に関する理解不足があったこと
- 社長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- 当社経営陣のコンプライアンス意識が欠如していたこと
- 内部統制、内部監査が機能不全であったこと 等

これらを含め、近時の開示規制違反事例にみる開示規制違反の背景・原因は以下のとおり。

II 最近の課徴金納付命令勧告事案

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、十分な内部管理体制を構築できなかったこと
- 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正のための取り組みを行ってこなかったこと
- 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適切な会計処理に至ったこと
- 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらを
踏まえると

開示規制違反等の企業不祥事を防止するためには、上場会社等において以下のような体制整備等が必要。

- ★ 経営陣を含め、コンプライアンス意識を高く持つ。
- ★ 自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検が必要。
- ★ 監査役等については、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たす。
- ★ 上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーション、投資家と投資先である上場会社との建設的な活発な対話が重要。

(引用) 監視委「開示検査事例集(令和3事務年度)」(令和4年8月)

2. 最近の課徴金納付命令勧告事案

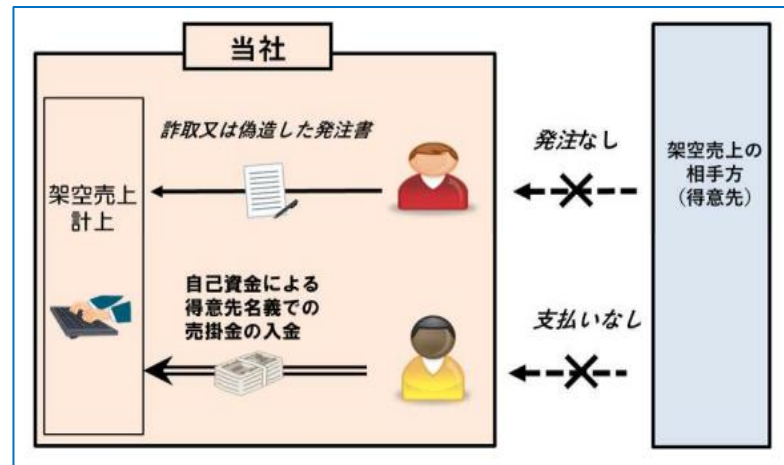
【事例1】

<事案概要>

★ 課徴金額 2,400万円

★ 当社は、経営陣が主導して取引先の発注書や受領書を詐取・偽造するなどして、①売上の架空計上、②売上の前倒し計上、③売上原価の前倒し計上及び付け替えによる売上の過大計上等の不適正な会計処理を行うことにより、過大な当期純利益等を計上した。これにより、当社は重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した。

さらに当社は、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等の訂正を速やかに行う見込みがなかったことなどから、監視委は、併せて訂正報告書提出命令の勧告も行った。



<不正の背景・原因>

- 当社の前会長による過剰な業績目標の設定があったこと
- 当社の前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義があったこと
 - ・・・ 売上の架空計上把握後も、会長自らが自己資金を投入して売掛金の回収を偽装
- 当社における内部統制、内部監査が機能不全であったこと
 - ・・・ 社外取締役や監査役も前会長を畏怖していたため、前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義に異を唱えることはできなかった。また、取締役等から内部監査が尊重されない組織風土があり、内部監査室が十分に機能していなかった。

(引用) 監視委「開示検査事例集(令和3事務年度)」(令和4年8月)

【事例2】

<事案概要>

★ 課徴金額 2億8,309万円

★ 当社は、

① 自社利用ソフトウェアの不適正な資産計上

… 自社利用ソフトウェアの制作費について、将来の収益獲得等の確実性が認められず、費用処理すべきにも関わらず、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として資産計上することにより販売費及び一般管理費を過少計上

② 共同開発に係る売上の過大計上

… 共同研究開発契約に基づき共同開発先から受け取った金銭を研究開発費から減額する必要があったが、売上高として計上したことによる売上の過大計上を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等及び有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書を提出した。

<不正の背景・原因>

- 代表取締役を含む経営幹部が会計基準等に関する理解不足であったこと
- 経理部門及びこれを支える体制が脆弱であったこと
- 会計監査人とのコミュニケーションが不足していたこと
- 契約内容及び権利関係の整理が不足していたこと

<再発防止策>

- 代表取締役を含む経営幹部が会計基準等への理解を深める
- 管理部門に関する体制の強化
- 会計処理に係る社内基準の策定及び運用並びにモニタリングの実行
- 会計監査人とのコミュニケーション不足の解消
- 契約内容及び権利関係の整理の不足を補うための取組み

【事例3】

<事案概要>

★ 課徴金額 2億573万円

★ 当社は、

(1) 不適正な会計処理

- ① 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上
- ② 役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上

(2) 重要な事項の不記載

… 重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書等の「事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を開示する必要があるが、当社は、継続して営業損失が発生するなど、重要事象等が存在しているにもかかわらず、(1)の不適正な会計処理を行うことによって、営業利益が発生したとして開示しなかった

によって、重要な事項につき虚偽の記載のある、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び四半期報告書、これらの有価証券報告書及び四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書並びにこれらの有価証券報告書及び四半期報告書を参照情報とする有価証券届出書を提出した。

さらに、当社は、(1)・(2)を訂正等するにあたり、多くの虚偽記載のある連結財務諸表等を作成することによって、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書の訂正報告書等を提出した。

<不正の背景・原因>

- 元代表取締役会長は、非現実的な売上予算必達を役職員に求め、このことが役職員への強いプレッシャーとなったこと
- 当社内の元代表取締役会長に対する牽制機能は全く機能せず、コーポレート・ガバナンスは機能不全であったこと

(引用) 監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ(令和5年1月19日)」の「1」

II 最近の課徴金納付命令勧告事案

【事例4】

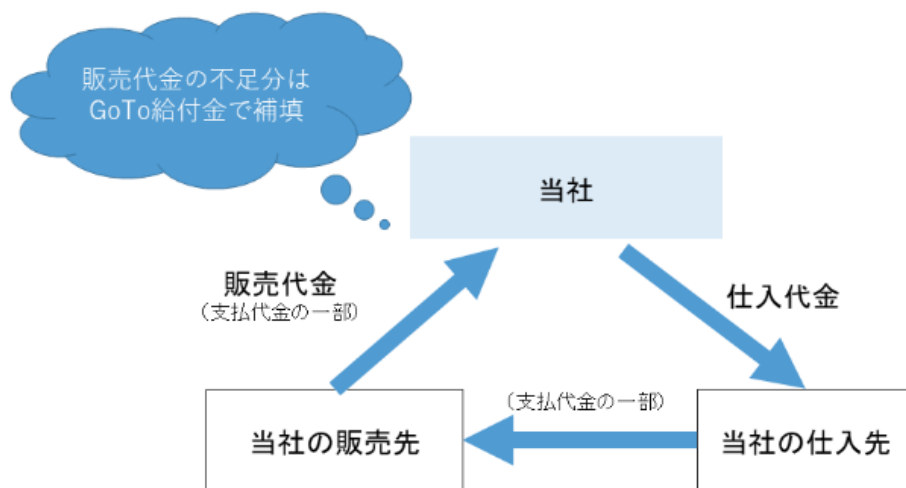
<事案概要>

★ 課徴金額 1,200万円

★ 当社は、GoToトラベル事業給付金対象となる受注型企画旅行商品の仕入れ・販売を行っていたが、本取引は、GoToトラベル事業給付金の支給を受けることを目的に、当社から仕入先に支払われた仕入代金の一部が仕入先から販売先に資金移動し、販売先から当社に支払われる販売代金の一部に充てられるという資金循環取引を行った。

したがって、当社は、売上及び売上原価を計上することができなかつたにも関わらず、売上及び売上原価を計上することによって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した。

[参考：資金循環のイメージ]



(引用) 監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ(令和5年6月26日)」の「4」

【事例5】

<事案概要>

★ 課徴金額 21億6,333万4,996円

★ 当社は、下記のとおり不適正な会計処理を行い、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書並びに有価証券届出書を提出した。

- 期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することによって、売上原価を過少に計上した。
- 販売見込みのない在庫について、販売見込みがあると偽りの評価を行い、評価損を計上しなかったことにより、売上原価を過少に計上した。
- 当社に買戻義務がある製品については、収益の認識基準を満たさず、売上を計上することはできないにもかかわらず、当該製品について売上を計上し、売上を過大に計上した。
- 当社は、固定資産と関係のない支出について、費用として計上すべきところ、固定資産として計上し、固定資産の減価償却を行うことによって費用計上を繰り延べた。

<不正の背景・原因>

- 経理実務に関する権限が一人の経理担当者に集中していたこと
- 適正な会計処理を重視しない企業風土があったこと
- 経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であったこと

<再発防止策>

- ① ガバナンス向上委員会の設置及び開催
- ② 会計処理と情報開示に対する意識の变革
- ③ ガバナンスが不十分であったことに対する改善措置(指名委員会等設置会社への移行による取締役会による相互監視監督機能の強化、社外取締役の増員等)
- ④ 内部統制システムが不十分であったことに対する改善措置(経理に関する諸規定の改訂、内部監査体制の強化、内部通報制度の改善等)

(引用) 監視委「開示検査事例集(令和2事務年度)」(令和3年7月)

Ⅲ 開示規制に係る エンフォースメント

1. 開示規制違反に係る刑事責任

【開示書類の虚偽記載】

- 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書(参照方式の有価証券届出書の参照書類を含む)、訂正届出書、有価証券報告書、その訂正報告書等を提出した者
 - ⇒ 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科[法人の代表者、使用人、代理人等が当該法人の業務に関して違反行為をしたときは、当該法人に対しても7億円以下の罰金(両罰規定)](法197条1項1号、207条1項1号)
- 重要な事項につき虚偽の記載のある内部統制報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書、大量保有報告書等を提出した者
 - ⇒ 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科[当該法人に対しても5億円以下の罰金](法197条の2第6号、207条1項2号)
- 重要な事項について虚偽の記載のある公開買付届出書、公開買付報告書等を提出した者
 - ⇒ 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科[当該法人等に対しても7億円以下の罰金](法197条1項3号、207条1項1号)

(続く)

【開示書類の不提出】

- 有価証券報告書、内部統制報告書、公開買付届出書等を提出しない者
⇒ 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科〔法人等に対しても5億円以下の罰金〕(法197条の2第5号、207条1項2号)
- 四半期報告書、半期報告書、臨時報告書等を提出しない者
⇒ 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科〔法人に対しても1億円以下の罰金〕(法200条5号、207条1項5号)

【その他】

- 法26条1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
⇒ 6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれらの併科〔法人等に対しても50万円以下の罰金〕(法205条6号、207条1項6号)

2. 開示規制違反に係る課徴金制度

金融商品取引法の「課徴金」制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するため、一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置(金商法172条～)。


対象行為

- ① 届出が受理されていない場合の有価証券の募集等
- ② 重要な虚偽記載等のある発行開示書類の提出
- ③ 有価証券報告書等の不提出
- ④ 重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出
- ⑤ 公開買付開始公告を行っていない場合における株券等の買付け等
- ⑥ 重要な虚偽表示のある公開買付開始公告・重要な虚偽記載等のある公開買付届出書の提出
- ⑦ 大量保有報告書等の不提出等
- ⑧ 重要な虚偽記載等のある大量保有報告書等の提出

(続く)

Ⅲ 開示規制に係るエンフォースメント

- ⑨ 特定証券情報を提供・公表していない場合の特定勧誘等
- ⑩ 重要な虚偽等のある特定証券等情報の提供・公表
- ⑪ 重要な虚偽等のある発行者等情報の提供・公表
- ⑫ 虚偽開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為(=「特定関与行為」)
- ⑬ 風説の流布等
- ⑭ 相場操縦等の違反行為
- ⑮ 安定操作取引等の禁止違反
- ⑯ インサイダー取引の禁止違反

- 
- 金融庁長官は、課徴金の対象となる違反行為等を行った者に対し、課徴金納付命令を発出。
 - 監視委が検査を行い、課徴金の対象となる違反行為等が認められた場合には、監視委は内閣総理大臣・金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を勧告。

【開示規制違反に係る課徴金】

- 重要な事項に虚偽記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている(=「重要な虚偽記載等がある」)発行開示書類(有価証券届出書等)を提出した発行者で、その発行開示書類に基づく募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付けたもの
 - ⇒ 取得させた有価証券の発行価額・売出価額の総額の2.25/100(株券等の場合は4.5/100)の額
- 継続開示書類(有価証券報告書等)を提出しない発行者
 - ⇒ 有価証券報告書：直前事業年度における監査報酬相当額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合は400万円)
 - ⇒ 四半期報告書・半期報告書：その期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬相当額の1/2の額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合は200万円)
 - ⇒ 臨時報告書：300万円又は発行者の時価総額の3/10万の額のいずれが多い額
- 重要な虚偽記載等のある継続開示書類(有価証券報告書等)を提出した者
 - ⇒ 有価証券報告書：600万円又はその発行者が発行する株券等の市場価額の総額の6/10万の額のいずれが多い額
 - ⇒ 四半期報告書・半期報告書・臨時報告書：有価証券報告書の課徴金額の1/2の額

(続く)

Ⅲ 開示規制に係るエンフォースメント

➤ 「特定関与行為」を行った者

➔ 当該行為の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭等の額

➔ 「特定関与行為」とは、次の行為をいう(金商法172条の12第2項)。

A 有価証券報告書等の提出者が重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出することを容易にすべき行為であって、次のいずれかに該当するもの。

a 有価証券報告書等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・偽装するための一連の行為を行い、その隠蔽・偽装に基づいて有価証券報告書等の提出者が重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等を作成することに関して、助言を行うこと。

b 上記の隠蔽・偽装するための一連の行為の全部又は一部であることを知りながら、その全部又は一部を行うこと(監査証明行為を除く)。

B 有価証券報告書等の提出者が重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出することを唆す行為。

自主的なコンプライアンス体制の構築促進・違反行為等の再発防止を図るため。

【課徴金の加算・減算制度】

➤ 過去5年以内に課徴金の対象となった者が再度違反した場合は、課徴金額を**1.5倍に加算**する(金商法185条の7第15項)。

➤ 特定の違反行為等(発行・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出、特定証券情報等の虚偽提供等、特定関与行為)について、行為者が当局の調査前に、証券取引等監視委員会に対して報告を行ったときは、例えば、発行・継続開示書類の虚偽記載等の場合は、発行開示書類と継続開示書類のそれぞれのうちで提出が最も遅いものの課徴金額を**2分の1に減額**する(金商法185条の7第14項)。

3. 虚偽記載等に係る民事責任

金商法は、投資者保護の観点から、有価証券届出書、有価証券報告書等の虚偽記載等による投資者の損害賠償請求を容易にするため、民法上の不法行為責任等に対する特則として、虚偽記載等に係る損害賠償責任に関する規定を置く。

発行市場

【届出者の賠償責任】

- 虚偽記載等のある有価証券届出書の届出者は、有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償責任を負う(法18条1項)。
 - 「虚偽記載等」とは、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。
 - ⇒ 届出者の無過失責任
 - ⇒ 立証責任の転換(法19条2項)
 - ⇒ 損害賠償額の法定(法19条1項)

【提出会社の役員等の賠償責任】

- 有価証券届出書に虚偽記載等がある場合、
 - a 提出時の提出会社の役員又は発起人(会社成立前の提出の場合)
 - b 有価証券の売出しに係るものである場合の当該有価証券の所有者(続<)

Ⅲ 開示規制に係るエンフォースメント

- c 財務諸表に対する虚偽の監査証明(その記載が虚偽であり又は欠けている財務諸表を虚偽でなく又は欠けていないものとした証明)をした公認会計士・監査法人
 - d 有価証券の募集に係るものである場合の元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関
- は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償責任を負う(法21条1項)。
- ⇒ 過失責任(法21条2項)
 - ⇒ 立証責任の転換(法21条2項)

流通市場

【開示書類の提出者の賠償責任】

- 虚偽記載等のある有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出者は、当該開示書類が公衆縦覧に供されている間に当該開示書類(親会社等状況報告書を除く)の提出者又は親会社等状況報告書の提出者を親会社等とする者が発行者である有価証券を
 - a 募集又は売出しによらないで取得した者
 - b 処分した者に対し、虚偽記載等により生じた損害の賠償責任を負う(法21条の2第1項)。
- 「開示書類」には、確認書は含まれない(法21条の2第1項)。

(続く)

Ⅲ 開示規制に係るエンフォースメント

- ⇒ 過失責任(法21条の2第2項)
- ⇒ 立証責任の転換(法21条の2第2項)
- ⇒ 賠償額の上限(法21条の2第1項・19条1項)
- ⇒ 損害額の推定(法21条の2第3項)

【提出会社の役員等の賠償責任】

- 有価証券届出書に虚偽記載等がある場合、
 - a 提出時の提出会社の役員又は発起人(会社成立前の提出の場合)
 - b 財務諸表に対する虚偽の監査証明(その記載が虚偽であり又は欠けている財務諸表を虚偽でなく又は欠けていないものとした証明)をした公認会計士・監査法人は、当該虚偽記載等を知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、虚偽記載等により生じた損害賠償責任を負う(法22条1項)。
 - ⇒ 過失責任(法22条2項)
 - ⇒ 立証責任の転換(法22条2項)

ありがとうございました